

3. 申請にあたっての留意事項

- ◆ 本人の代理人が申請を行う場合（1の①～⑤、⑦の手続に限る）
 - 本人の代理人が、1の①～⑤、⑦の手続きを代理で行う場合、委任状のほか、2の表にある本人の個人番号確認用の書類の写し及び代理人の身元（実在）確認も必要です。
- ◆ 郵送による申請の場合（1の①～⑤、⑦の申請に限る）
 - 紛失などの事故防止のため、追跡履歴の確認が可能な書留郵便などを利用してください。
 - 郵送の場合でも、個人番号を用いる手続では、番号確認と身元（実在）確認が必要です。2の表にある確認用の書類の写しを同封の上、郵送してください。
 - 郵送された書類の写しはハローワークで廃棄しますので、返却できません。
- ◆ 離職票－1の個人番号欄は、ハローワークの窓口に来所いただいた際に、記入をお願いします。必ず2の確認書類をお持ちください。
- ◆ 個人番号が記載されている書類が提出されたにも関わらず、2の確認書類の提示がない場合は、個人番号等の確認を行うことができないため、個人番号については登録ができません。この場合、個人番号の漏えいを防止するため、申請を受理した後、記載された個人番号をマスキングして書類を保管する場合があります。

4. よくあるご質問

Q1 マイナンバーを記載して届け出るとは義務なのですか？

A1 はい。雇用保険の給付を受ける方は、番号法^{※1}と雇用保険法に基づき、雇用保険手続の際に、マイナンバーを届け出ることが義務づけられています^{※2}。

※1 正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

※2 マイナンバーの記載が無い場合であっても、直ちに申請の受理を拒否するものではありませんが、後日マイナンバーの届け出のため、2.の確認資料をお持ちください。

Q2 受給資格者証などの返戻書類には個人番号が記載されるのですか？

A2 いいえ。返戻書類には個人番号は記載されません。

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

◆電話番号：0120-95-0178（無料）

※一部IP電話などでつながらない場合（有料）

- ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」に関すること 050-3818-1250

◆受付時間：平日 9:30～22:00

土日祝 9:30～17:30（年末年始12月29日～1月3日を除く）

【ご注意ください】

ハローワークの職員がハローワークの窓口以外で、個人番号の提出をお願いすることはありません。また、電話やファクシミリ、郵送により提出をお願いすることはありませんので、ハローワーク職員と名乗る者から電話等があっても、絶対に個人番号を教えないようお願いいたします。